

臨時報告書

中部電力株式会社

E04502

臨時報告書

本書は金融商品取引法第24条の5第4項に基づく臨時報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成30年6月28日に提出したデータに頁を付して出力・印刷したものであります。

中部電力株式会社

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月28日

【会社名】 中部電力株式会社

【英訳名】 Chubu Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 勝野 哲

【本店の所在の場所】 名古屋市東区東新町1番地

【電話番号】 052(951)8211(代)

【事務連絡者氏名】 法務室株式会社チームマネージャー 上村 昌史

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内幸町二丁目2番1号
(日本プレスセンタービル内)

【電話番号】 03(3501)5101(代)

【事務連絡者氏名】 東京支社課長 三 縞 善 信

【縦覧に供する場所】 中部電力株式会社 電力ネットワークカンパニー静岡支社
(静岡市葵区本通二丁目4番地の1)
中部電力株式会社 電力ネットワークカンパニー三重支社
(津市丸之内2番21号)
中部電力株式会社 電力ネットワークカンパニー岐阜支社
(岐阜市美江寺町二丁目5番地)
中部電力株式会社 電力ネットワークカンパニー長野支社
(長野市柳町18番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【提出理由】

平成30年6月27日開催の当社第94期定時株主総会において決議事項が決議されたため、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定にもとづき、本臨時報告書を提出するものである。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当金は、1株につき金20円とする。

第2号議案 吸収分割契約承認の件

当社が営む燃料受入・貯蔵・送ガス事業および既存火力発電事業等に関して有する権利義務を、平成31年4月1日をもって株式会社J E R Aに承継させる吸収分割契約を承認する。

なお、この吸収分割は、東京電力フュエル&パワー株式会社が営む燃料受入・貯蔵・送ガス事業および既存火力発電事業等に関して有する権利義務を株式会社J E R Aに承継させる吸収分割が効力を生じることを効力発生条件としている。

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役として、水野明久、勝野哲、増田義則、片岡明典、倉田千代治、増田博武、三澤太輔、小野田聡、市川弥生次、林欣吾、根本直子、橋本孝之の各氏を選任する。

なお、根本直子および橋本孝之の両氏は社外取締役候補者である。

第4号議案 取締役賞与金支給の件

当期末時の社外取締役を除く取締役10名に対し、総額9,000万円を支給する。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額の定めを月額から年額に改め、現行の月額報酬上限額の年間総額と同額である年額9億円以内（うち社外取締役分は8,400万円以内）に改定する。

本議案が承認された場合、取締役に対して上記報酬額の範囲で、固定報酬である月例報酬と、会社業績等を踏まえた業績連動賞与を支給する。ただし、社外取締役に対しては、その職責に鑑み、従来どおり、固定報酬である月例報酬のみを支給する。

<株主（98名）からのご提案（第6号議案から第10号議案まで）>

第6号議案 定款一部変更の件(1)

相談役及び顧問の設置に関する規定を、経営の透明性を確保するため、相談役、顧問及び参与の役職を廃止する旨の規定に変更する。

第7号議案 定款一部変更の件(2)

原発事故緊急時避難対策を目的として、周辺自治体、企業、病院、介護施設等と連携して、常設の地域協議会を設置する旨の規定を新設する。

第8号議案 定款一部変更の件(3)

原子力事業者として浜岡原子力発電所の重大事故に備え、希望する者に対しては、安定ヨウ素剤の無償提供と服用に関する説明を受ける機会を保証する旨の規定を新設する。

第9号議案 定款一部変更の件(4)

電力ネットワークカンパニーにおける送電線の運用において、再生可能エネルギーにより発電された電力の接続を優先する旨の規定を新設する。

第10号議案 定款一部変更の件(5)

実現性、採算性が見込めない核燃料再処理事業から撤退する旨の規定を新設する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				賛成率	可否
第1号議案	5,718,428個	57,677個	280個	98.5%	可決
第2号議案	5,741,876個	27,523個	6,874個	98.9%	可決
第3号議案					
水野明久	4,888,973個	887,445個	280個	84.2%	可決
勝野 哲	5,094,943個	681,474個	280個	87.8%	可決
増田義則	5,681,994個	91,759個	2,949個	97.9%	可決
片岡明典	5,682,331個	91,422個	2,949個	97.9%	可決
倉田千代治	5,680,316個	93,437個	2,949個	97.9%	可決
増田博武	5,680,092個	93,661個	2,949個	97.9%	可決
三澤太輔	5,681,386個	92,367個	2,949個	97.9%	可決
小野田 聡	5,674,897個	98,856個	2,949個	97.8%	可決
市川弥生次	5,674,773個	98,980個	2,949個	97.8%	可決
林 欣吾	5,674,727個	99,026個	2,949個	97.8%	可決
根本直子	5,750,893個	25,529個	280個	99.1%	可決
橋本孝之	5,748,353個	28,069個	280個	99.0%	可決
第4号議案	5,707,499個	68,852個	280個	98.3%	可決
第5号議案	5,732,932個	43,746個	597個	98.8%	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりである。

第1号議案、第4号議案および第5号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成である。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成である。

第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成である。

<株主（98名）からのご提案（第6号議案から第10号議案まで）>

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				反対率	可否
第6号議案	1,422,485個	4,353,261個	292個	75.0%	否決
第7号議案	179,213個	5,594,636個	2,571個	96.4%	否決
第8号議案	175,875個	5,598,294個	2,473個	96.5%	否決
第9号議案	174,103個	5,602,058個	475個	96.5%	否決
第10号議案	188,435個	5,585,509個	2,473個	96.2%	否決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりである。

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成である。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および本総会当日出席の株主の議決権のうち各決議事項の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、会社提案を可決、株主からのご提案を否決するための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主の議決権のうち賛成、反対および棄権の確認ができていないものは加算していない。

以 上